

惠那市

行財政改革行動計画

(一覽)

惠 那 市

(平成 27 年 7 月 1 日)

目 次

I	市民の視点に立った行政サービスの向上（「質」の改革）	27項目
・	業務改善の実施 新規	1
・	市民の視点に立った行政サービスの質の向上	1
・	行政評価制度の推進	1
・	各振興事務所における地域間連携の推進 新規	1
・	振興事務所と公民館の統合 新規	1
・	若者・女性の会議への参画 新規	2
・	安心安全メールの利用促進 新規	2
・	市民の声を施策に反映させるため、諸会議の内容の公開	2
・	マイナンバー制度の独自利用の推進 新規	2
・	個人番号カード（マイナンバー制度）を利用した諸証明書の コンビニ交付によるサービス向上 新規	3
・	市民課証明窓口における証明書発行の拡充	3
・	市自主運行バスの運行方法の見直し 新規	3
・	公共施設再配置計画の推進	3
・	地域限定施設（地域集会施設等）の移譲と廃止	4
・	農林関連施設の移譲と廃止	4
・	指定管理者制度導入施設の適正管理の推進	4
・	商工関連施設のあり方を検討	4
・	介護保険施設の指定管理者制度の導入	4
・	こども園の指定管理者制度導入	5
・	文化・スポーツ関連施設の再配置と管理運営体制の合理化	5
・	農林関連施設の指定管理者制度導入又は地元移譲	5
・	小中学校の適正配置の検討	5
・	恵那南地区の学校給食センター統合の検討とアレルギー対応 新規	6
・	給食提供のあり方の検討	6
・	こども園の民間譲渡の検討 新規	6
・	広報の充実	6
・	広聴の充実 新規	6

II 簡素で効率的な行政経営の確立（「量」の改革）	31項目	
・中コミュニティセンターと市民会館の施設統合	・	7
・恵那市恵南クリーンセンターあおぞらの検討	新規	7
・教職員住宅の適正配置	新規	7
・こども園の統合		7
・市税等の収納率の向上（現年分）		8
・市税等の収納率の向上（過年分）		9
・料金収納率の向上（現年分）		10
・料金収納率の向上（過年分）		10
・外郭団体の経営の健全化		11
・職員定数の適正化		11
・時間外勤務手当の縮減		12
・市有地の有効活用		12
・公共施設維持経費の削減		12
・補助金の適正化		12
・広告収入事業の推進		12
・ふるさと納税の推進		13
・自庁システムのサーバ共同利用によるシステム経費の削減		
新規		13
・上水道事業と簡易水道事業の統合（会計統合）		13
・下水道事業の企業会計への移行		13
・水道事業加入分担金の統一の検討		14
・下水道区域内（農業集落排水事業区域を含む）の水洗化率の向上		14
・給水区域内の水道普及率の向上	新規	14
・介護老人保健施設の稼働率の向上		14
・老朽化住宅の取壊し		14
・病床稼働率の向上		15
・通園バス等の利用者の受益者負担	新規	15
・消防団器具庫の統廃合		15
・振興事務所における事務の整理	新規	15
・岩村保健センターの運営形態の検討		15
・消防施設の在り方の検討		16
・投票所等の見直し		16

I 市民の視点に立った行政サービスの向上 (「質」の改革)

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
業務改善の実施	各課において業務改善に向けた取組の実施	職員の業務改善への意識改革を促す取組として職員提案制度を実施してきました。しかしながら自ら改善に取り組む仕組みとはなっていません。また職員定数の適性化により職員数が削減される中、仕事量は減らず目の前の仕事をこなすことに精一杯な状況となっております。	各課において、市民サービスの向上を目標に業務改善を実施することにより、行財政改革の意識付けができます。さらに業務改善により事務事業が改善し、業務量の軽減が図ることができます。	各課や各係において、業務改善に取り組む、事例発表会の開催します	事例発表数		各部1以上	各部1以上	各部1以上	各部1以上	総務部総務課	全部課
					業務改善研修会	1						
					予想効果額	-	-	-	-	-		
市民の視点に立った行政サービスの質の向上	市民意識調査の項目中、職員の対応「やや不満足」「不満足」合計〇〇%以下	市役所職員の意識改革や職員研修、フロアマネージャの創設などにより来庁者窓口サービスの向上に努めてきました。しかし市民意識調査では、職員の対応の「やや不満足」「不満足」は〇〇%であり、さらなる接遇改善や窓口業務の改善が必要な状況です。	市役所職員の意識改革と市民サービスの向上	接遇研修の実施します 窓口の業務を改善します	市民意識調査「やや不満」「不満足」	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	〇〇%	総務部総務課	全部課
					予想効果額	-	-	-	-	-		
行政評価制度の推進	5ヶ年で全施策の評価を実施し、全施策の成果指標(市民満足度など)を向上させる	・現行は31施策の施策評価と約600事業の事務事業について行政評価を実施してきた。特に平成22年度からは事務事業評価については市民評価委員会での2次評価を行い、毎年10~20事業を選定して事務事業を評価し、予算、行革等に反映してきた。 ・事務事業評価は当該事業の効率的な実施には効果的であったが、今後は基本目標や施策の目的達成のために当該事業がどれくらい貢献しているかという点で評価を進めていく必要がある。	・事務事業評価から施策評価に軸足を移し、事業の「スクラップ&ビルド」、「選択と集中」がしやすい行政評価制度に見直しをする。	・施策の成果指標(市民満足度など)を設定し、それをベースに総合計画推進市民委員会(仮称)、若者会議などで、議論を行い施策への事務事業の貢献度を評価します。 ・特に総合計画推進市民委員会では、3部会(安心・快適・活力)に分かれ施策評価を行い、事務事業の優先順位づけを行い、予算、業務改善等にフィードバックします。 ・各課の主要事業も目標(成果指標)を目指し、1年間で何ができたか、できなかったか、そして施策目標に対してどの程度貢献したかを検証する仕組みに変更します。	施策評価	3施策	6施策	6施策	6施策	6施策	まちづくり推進部 総合政策課	全部課
					予想効果額	-	-	-	-	-		
各振興事務所における地域間連携の推進	第2次総合計画地域計画における課題に対する地域間連携事業の推進のため、振興事務所間の連携を図ります。	平成27年度に、13地域の第2次総合計画地域計画にもとづく事業計画が明らかになります。事業の取り組みとしては、地域ごとで取り組む課題解決の他に、移住定住や高齢者福祉、移送サービスなど、地域間(ブロック間)で連携することにより効果的に事業が展開できるものがあります。そのパイロット的な役割を果たしていく振興事務所としてその職員の資質の向上は不可欠なものとなってきます。	各地域における共通の課題解決に向けた事業を、連携して行うことでより効果的に推進することができます。地域計画実現のため、職員個々の政策立案能力や調整技術の向上に寄与します。	・地域間連携事業を行う振興事務所の調整会議(仮称)の設置。 ・先進地の事例を積極的に学び、取り入れていくための研修会の実施 ・各地域自治区へのフィードバックと事業推進にむけた協働	調整会議	6					まちづくり推進部 まちづくり推進課	各振興事務所
					研修会	2						
					先進地視察	2						
					予想効果額	-	-	-	-	-		
振興事務所と公民館の統合	笠置、岩村、串原コミュニティセンターの施設統合	公民館は社会教育法の規定に基づき、各種事業の実施を行うなど社会教育の場としての役割を果たしてきました。しかしながら、社会情勢の移り変わりとともにその役割も変化し、地域づくりやコミュニティの活動拠点としての役割が求められるようになってきました。 こうした社会の背景や時代の要請を受け、恵那市では公民館条例を一部改正し、平成23年度から各公民館の名称をコミュニティセンターに改めましたが、名称を変更しただけで組織や機能の統合がされないままでありました。 そこで「第二次恵那市三学のまち推進計画」を策定する中で、振興事務所が公民館業務を所管し、一体的に生涯学習とまちづくりを推進していく体制を提案しました。	限られた人員体制の中、地域振興と市民三学(生涯学習)を効率よく一体的に推進していくため、施設を統合することで地域づくりのための拠点とすることができます。	市内11地区のうち、振興事務所とコミュニティセンターが離れた場所に建っている3地区について、振興事務所をコミュニティセンターに統合します。	コミュニティセンターの改修工事						まちづくり推進部 生涯学習課	まちづくり推進部 まちづくり推進課
					笠置コミュニティセンター	改修工事						
					岩村コミュニティセンター	改修工事						
					串原コミュニティセンター	改修工事						
					予想効果額	-	19.4	19.4	19.4	19.4		

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名	
若者・女性の会議への参画	全ての会議で若者・女性参画率 50%	各種委員会への女性の参画率は20.1%。(H25実績)後期計画目標の40%に達していません。H26の総合計画策定において20代～40代の次世代を担う方に「まちづくり市民会議」としてワークショップを2回開催して、恵那市の魅力や課題について議論しました。引き続きこの世代の皆さんと議論を深め、人口減少対策に向けまちづくりを進めていく必要があります。	人口減少対策に向けて、若い世代、子育て世代、女性が会議に参加し議論することで、さらに実効性のある施策展開が期待できます。	会議に応じて若者や女性が参加しやすい環境(場所、時間、託児等)をつくります。		・公募に際して広報での若者、女性の積極的参加を促す。 ・女性団体等への働きかけ ・まちづくり市民会議参加者へのはたらきかけ ・地域自治区からの若者、女性の推薦していただく	・公募に際して広報での若者、女性の積極的参加を促す。 ・女性団体等への働きかけ ・まちづくり市民会議参加者へのはたらきかけ ・地域自治区からの若者、女性の推薦していただく	・公募に際して広報での若者、女性の積極的参加を促す。 ・女性団体等への働きかけ ・まちづくり市民会議参加者へのはたらきかけ ・地域自治区からの若者、女性の推薦していただく	・公募に際して広報での若者、女性の積極的参加を促す。 ・女性団体等への働きかけ ・まちづくり市民会議参加者へのはたらきかけ ・地域自治区からの若者、女性の推薦していただく	・公募に際して広報での若者、女性の積極的参加を促す。 ・女性団体等への働きかけ ・まちづくり市民会議参加者へのはたらきかけ ・地域自治区からの若者、女性の推薦していただく		まちづくり推進部 総合政策課	全部課
					若者・女性の会議参画率 (若者は40代まで)	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%			
					予想効果額	-	-	-	-	-			
安心安全メールの利用促進	安心安全メール登録率 50%	安心安全メールは、防災・生活安全情報の登録が突出して多く、約8千人の登録があります。しかし、恵那市の人口からすると15%であり低調と言わざるをえない状況であります。また、その他の情報配信の種類と登録者の状況は次のとおりです。 ①防災情報 約8,000人 ②生活安全情報 約8,000人 ③観光・イベント情報 約1,000人 ④子育て情報 約600人 ⑤学び情報 約600人 ⑥中山道広重美術館情報 約330人 ⑦選挙情報 約800人 ⑧市内13町の各種情報 約800人	メールの情報伝達は、プッシュ型で即時性もあり、防災や生活安全の登録状況をもみ分けるように多くの登録があります。ただし、登録率からみると低調で、これを改善し多くの市民の方の登録により、災害時の避難など初動で大きな効力を発揮することが期待できます。また、市民が必要とする情報の発信を積極的に配信することにより、市民においてはタイムリーな情報入手が可能となります。	・SNS(facebookなど)の急激な普及により、メールユーザーが減少している傾向であり、SNSとの連携をすることにより、メールユーザーとは別に情報拡散が期待できることからシステム連携の改善を図ります。 ・情報発信は、各部署から発信できるシステムとなっているので、操作説明会や学習会を継続して開催し多種の情報を発信できるよう改善を図ります。		・広報特集記事、各種パンフへの記載 ・SNS連携の導入 ・情報発信操作説明会の開催	・広報特集記事、各種パンフへの記載 ・情報発信操作説明会の開催	・広報特集記事、各種パンフへの記載 ・情報発信操作説明会の開催	・広報特集記事、各種パンフへの記載 ・情報発信操作説明会の開催	・広報特集記事、各種パンフへの記載 ・情報発信操作説明会の開催		総務部防災情報課	総務部防災情報課
					防災情報市民登録率(全人口比)	22.0%	29.0%	36.0%	43.0%	50.0%			
					予想効果額	-	-	-	-	-			
市民の声を施策に反映させるため、諸会議の内容の公開	各種審議会・委員会等の審議情報の公開	ホームページにおいて各種審議会・委員会等の審議情報の公開及び情報公開コーナーにおいて各種計画を公表してきました。さらに各種審議会・委員会等の審議情報の公開を進める必要があります。また情報公開コーナーにおける情報公開もさらに改善を進め、市民が情報に触れる機会を充実する必要があります。	ホームページにおいて各種審議会・委員会等の審議情報の公開及び情報公開コーナーにおいて各種計画を公表を更に進めることにより市民が情報に触れる機会が増え、施策に市民の声を反映することができます。	ホームページによる各種審議会・委員会等の審議情報の公開		ホームページによる各種審議会・委員会等の審議情報の公開 情報公開コーナーによる各種計画等の公開	ホームページによる各種審議会・委員会等の審議情報の公開 情報公開コーナーによる各種計画等の公開	ホームページによる各種審議会・委員会等の審議情報の公開 情報公開コーナーによる各種計画等の公開	ホームページによる各種審議会・委員会等の審議情報の公開 情報公開コーナーによる各種計画等の公開	ホームページによる各種審議会・委員会等の審議情報の公開 情報公開コーナーによる各種計画等の公開		総務部総務課 まちづくり推進部 総合政策課	全部課
					ホームページによる審議内容の公開	内容の確認実施	→	→	→	→			
					情報公開コーナーの充実	内容の確認・実施	→	→	→	→			
					予想効果額	-	-	-	-	-			
マイナンバー制度の独自利用の推進	独自利用の実施	2016年1月よりマイナンバー制度が開始されます。開始当初は市独自の利用はありませんが、今後独自利用できる分野を検討し、住民の利便性を高めます。	・個人番号カードを利用して、他の市の持つ個人情報と結びつけて、効果的な施策展開につなげます。 ・個人番号カードにいくつもの情報を搭載することで、何枚もカードを持つ不便さがなくなります。	・独自利用の検討、実施【想定される事業】 コンビニでの諸証明発行、図書館利用者カード、緊急時の既往症や常用薬の確認(おくすり手帳のようなものを想定)、市民の社会貢献(ボランティア等)に対しポイントを付与し、公共サービス(スポーツ施設、美術館)での引き替え可能とする、母子手帳、行政カード(図書館・印鑑証明・病院診察券)の集約、市民ポータル(公共料金の通知、電子申請)		・独自利用の検討	・独自利用の検討	・独自利用実施	・独自利用実施	・独自利用実施		まちづくり推進部 総合政策課	関係各部課
					独自利用の検討	内部検討	内部検討						
					利用のための準備		条例等準備						
					独自利用実施			1事業導入	1事業導入	1事業導入			
					予想効果額	-	-	-	-	-			

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名	
個人番号カード (マイナンバー制 度)を利用した諸 証明書のコンビ ニ交付による サービス向上	東濃5市の同時実施による諸証明 書のコンビニ交付	住基、戸籍及び税務に関する諸証明 においては市役所及び各振興事務 所並びに郵便請求等による発行を行 い、平成26年4月からは東濃5市にお ける広域交付を行っています。 東濃5市における広域発行窓口数は 各市役所並びに各支所等で、平日 の8:30～17:15となり、休日発行は 行っていません。 恵那市における休日発行は文化セ ンターにて発行(住民票・印鑑証明) しています。 東濃5市が同時に実施することで統 一的なサービス向上となり、より一 層の効果が期待でき、これとともに現 行の広域交付並びに休日の文化セ ンターでの発行は廃止します。	諸証明のコンビニ交付により、お客 様のニーズにあった時間及び場所 において諸証明を受けることが出来 ます。これにより諸証明のために市民 課に来庁されるお客様の数を減ら し、届出等(戸籍移動等)で来庁され るお客様の待ち時間を軽減します。 ○ 発行時間 8:30～18:00 → 6:30～23:00 ○ 発行箇所数 広域交付49箇所 → 45,300店舗	・庁舎内協議(市民課・総合政策課・ 財務課・防災情報課・税務課) ・東濃5市での連携(協議) ・交付できる諸証明の確立(拡大) ・料金設定のシミュレーション ・広域交付(東濃5市)、文化センター での休日発行の廃止	・情報収集 ・庁舎内協議 ・東濃5市協議 ・各シミュレーショ ン	5	5				市民福祉部 市民課	市民福祉部 市民課 総務部税務 課	
市民課証明窓口 における証明書 発行の拡充	税務課で発行する諸証明を市民課 証明窓口において発行	平成26年11月西庁舎建設により1F フロア市民課窓口にて証明発行に 関する集約化を図り税務課で発行する 証明書の一部を発行しています。同 一場所での税関係の発行が可能と なったため一定のサービス向上はは かられました。 今後、更なる市民サービス(窓口 サービス)の向上をはかるために市 民課証明窓口にて発行する税証明 の拡充を推進します。 課題として、「諸証明の発行」のみ では完結しない場合、特に専門的な 説明が必要な場合また、聞き取りに より証明書が異なる場合における職 員の対応方法、人員数、人員配置に ついては重要検討となります。	諸証明の大半となるのが市民課で扱 う諸証明と税務課で扱う諸証明であ ると考えられるため、これが1フロア1 箇所で発行できることにより「諸証明 ワンストップ」となり、市民サービスの 向上につながります。	・税務課との拡充に関する協議 ・実施に対する具体的検討 ・職員研修(教育) ・レイアウト等の再検討 ・システム改修等	・税務課との協議 ・問題点の洗い出 し ・税務課との協議 ・職員研修 ・シミュレーション ・システム改修等 ・マニュアル作成	随時	随時	随時	随時	随時	市民福祉部 市民課	市民福祉部 市民課 総務部税務 課	
市自主運行バス の運行方法の見 直し	自主運行バスの運営方針の遵守	「第2次明知鉄道沿線地域公共交通 総合連携計画」に基づき、明知鉄道 とバス路線を連携した地域公共交 通ネットワークの実現を目指してき ました。この結果、鉄道との接続性を 高めるなど利便性の向上に努め一定 の成果が出たものの、全体でみると、 バス利用者の減少が続いています。 このため、公共交通を単なる移動手 段としてではなく、公共交通の意義を 改めて確認すること、さらにはPDCA による定期的な改善が必要であり ます。地域に不可欠なものとして、 地域・交通事業者・市の三者で守り 育て、次の世代へより良い形で継続 させることができるよう取り組む必要 があります。	公共交通を単なる移動手段としてで なく、地域にとって必要不可欠なもの として、地域・事業者・市の三者で守 り育てていくことが、持続可能な公 共交通となります。	地域住民との連携強化を図ります。	・地域検討会の開 催 ・地域主体の運営 の実施 ・地域検討会の開 催 ・実施事業の効果 検証・見直し実施 ・地域検討会の開 催 ・実施事業の効果 検証・見直し実施 ・地域検討会の開 催 ・実施事業の効果 検証・見直し実施 ・地域検討会の開 催 ・実施事業の効果 検証・見直し実施	実施事業の効果 検証・見直し	→	→	→	→	経済部商工 観光課	経済部商工 観光課	
公共施設再配置 計画の推進	施設の統廃合の実施	恵那市が保有する施設面積は、6.81 ㎡/人(平成26年現在)であり、全国 自治体平均3.42㎡/人を大きく上回っ ています。 また保有する施設を維持更新するた めの予算も不足するため、施設の統 廃合は不可欠な状態となっています。	地域自治体と協議を進め、施設の統 廃合を進めます。また公共施設を健 全に保つため必要な改修を計画的 に実施します。市民がより利用しや すい施設とするため施設の複合化を 図り、市民サービスの向上を図り、併 せて効率的な施設の管理運営が図 られるよう計画を策定します。	公共施設再配置計画に基づき、公共 施設の有効活用が図られるよう地域 自治体等を対象に説明会を開催す るとともに協議を行い、施設の統廃 合・複合化を進めます。	・公共施設再配置 計画説明会 ・廃止施設数(平 成26年度比 △ 3%) ・地域自治体との 協議 ・公共施設再配置 計画の推進 ・地域自治体との 協議 ・廃止施設数(平 成26年度比 累 計 △6%) ・公共施設再配置 計画の推進 ・地域自治体との 協議 ・廃止施設数(平 成26年度比 累 計 △9%) ・公共施設再配置 計画の推進 ・地域自治体との 協議 ・廃止施設数(平 成26年度比 累 計 △12%) ・公共施設再配置 計画の推進 ・地域自治体との 協議 ・廃止施設数(平 成26年度比 累 計 △15%)	平成26年度比較(施 設面積)	△3%	△6%	△9%	△12%	△15%	総務部総務 課	施設保有部 課
					公共施設カルテの作 成	実施	→	→	→	→			
					予想効果額	100	200	300	400	500			

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
地域限定施設 (地域集会施設 等)の移譲と廃止	・施設の地元指定管理、移譲又は 廃止 ・地域内類似施設の配置状況から 統合	利用者が地域に限定されている地域 集会施設等を、地域への移譲や指 定管理による地元管理で進めてきま したが実施することができませんでした。	利用者が地域に限定されている地域 集会施設等を地域への移譲または 休止・廃止の検討を行います。	地域や利用者との協議 方針の決定、実施	地域・施設利用者 との協議	方針決定	方針決定により実 施				まちづくり推 進部 まちづくり推 進課	経済部農林 課 各振興事務 所
					山岡向山会館 (新中田コミュニティ 施設)	協議・検討 方針決定	移譲・廃止	-	-			
					明智生活改善セン ター	協議・検討 方針決定	移譲・廃止	-	-			
					ふれいあ会館吉良 見	協議・検討	方針決定	実施	-			
					上矢作基幹集落セ ンター	協議・検討	方針決定	実施	-			
					予想効果額	-	-	0.3	0.3	0.3		
農林関連施設の 移譲と廃止	3施設の移譲・廃止	利用者が地域に限定されている地域 集会的な施設を地域や関係団体へ の移譲により地元管理・関係団体 での管理を進めてきましたが、実施 することができませんでした。	地元や関係団体の同意が得られた 施設は地元等へ移譲します。また同 意が得られない施設については、検 討を進め施設のあり方を決定しま す。	地元や関係団体との協議検討を行 い、施設のあり方を決定	地元・関係団体と の協議	移譲 方針決定	移譲又は廃止				経済部農林 課	経済部農林 課
					しでこぶしの里 悠楽館(飯地)	移譲						
					山岡やすらぎの里	協議検討	→	移譲又は廃止				
					上矢作林業センター	協議検討	→	移譲又は廃止				
					予想効果額	0.1	0.1	0.6	0.6	0.6		
指定管理者制度 導入施設の適正 管理の推進	指定管理者制度導入施設の適正 管理	指定管理者制度が平成15年に創設 され、恵那市では平成18年度から指 定管理者制度導入を進め平成26年 度末で109施設の制度導入してきま した。 施設が設置された目的や総合計画 との整合性等より公共施設の適正管 理が必要となります。	指定管理者制度導入施設について、 制度導入・更新後、適切な時期にお いて、改めて制度導入の目的を考 え、恵那市指定管理者制度導入更 新・導入基本方針により施設のあり 方を検討し、施設の適正な管理を図 ります。	指定管理者制度導入施設において、 恵那市指定管理者制度導入更新・ 導入基本方針により制度の更新時 期までに施設の適正な管理を図り ます	・指定管理者制度 導入施設のあり方 を検討 ・新規指定管理者 制度導入施設の 検討	・指定管理者制度 導入施設のあり方 を検討 ・新規指定管理者 制度導入施設の 検討	・指定管理者制度 導入施設のあり方 を検討 ・新規指定管理者 制度導入施設の 検討	・指定管理者制度 導入施設のあり方 を検討 ・新規指定管理者 制度導入施設の 検討	・指定管理者制度 導入施設のあり方 を検討 ・新規指定管理者 制度導入施設の 検討	・指定管理者制度 導入施設のあり方 を検討 ・新規指定管理者 制度導入施設の 検討	総務部総務 課	施設所管部 課
					あり方の検討	検討・実施	→	→	→			
					予想効果額							
					協議検討	方針決定	実施					
商工関連施設の あり方を検討	明智文化センターの管理運営・施 設のありの方針決定	明智文化センターの運営形態につ いて、指定管理者制度の導入に向け協 議を進めましたが制度導入には至 りませんでした。	施設の有効活用を考え、周辺施設と の統廃合を含め、地元と協議を進め ます。	施設の運営形態を含め、施設のあり 方を検討します	協議検討	方針決定	実施				まちづくり推 進部 まちづくり推 進課	まちづくり 進部 まちづくり推 進課
					明智文化センター	協議検討	方針決定	実施				
					予想効果額	-	-	-				
					協議検討	方針決定	実施					
介護保険施設の 指定管理者制度 の導入	指定管理者制度の導入	平成25年1月21日 介護保険施設運 営検討委員会より、介護老人保健施 設ひまわりと特別養護老人ホーム福 寿苑は指定管理者制度の導入が望 ましいと報告を受けました。 ひまわりと福寿苑の2つの施設のう ち、大きな施設を同時に導入するこ とは困難なため、福寿苑を先行して 進めています。 ひまわりは、医師会との連携が必要 であり、相互に情報共有を図りなが ら、導入の時期の検討をしています。	・介護老人保健施設ひまわりに指定 管理者制度を導入することによって、 介護保険制度に係る専門的な知識 及び経験のノウハウを活かした効 率的な経営ができる。	・介護老人保健施設ひまわりの指定 管理者制度の導入	指定管理者の選 定	指定管理者制度 の導入					市民福祉部 高齢福祉課	市民福祉部 高齢福祉課
					介護老人保健施設 ひまわり	指定管理者の選 定	指定管理者制度 の導入					
					予想効果額	-	-					
					協議検討	方針決定	実施					

	具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名	
	こども園の指定 管理者制度導入	こども園の指定管理者制度導入	長島こども園の園運営は、平成24年度から指定管理者制度を(平成24年度～平成28年度)実施しています。狭小な現長島こども園と老朽化した二葉こども園と統合し、開園時期に合わせて指定管理者の公募を行います。また、明智こども園への指定管理者制度の導入については、吉田こども園との統合を行った後に行います。なお、恵那市近辺において、指定管理の受け手となりうる法人数が限られていることから、本項目を実施する以前に、受け手側の需要の有無等について事前に調査、検証を行う必要があります。	行政のスリム化と民間法人のノウハウを生かした園運営	受け手となる法人の需要調査、検証。保護者との協議。		保護者説明 需要調査	保護者説明 需要調査	保護者説明 需要調査	保護者説明 需要調査	0	教育委員会 事務局 幼児教育課	教育委員会 事務局 幼児教育課	
	文化・スポーツ関連施設の再配置と管理運営体制の合理化	文化・スポーツ関連施設の運営合理化及び指定管理者制度の導入	市内に複数の類似目的施設を含む文化・スポーツ施設を管理運営しており、事務的負担のみならず各施設の老朽化による維持管理経費の負担が増大しています。	既存施設の利便性、質的な向上を図った上で、市の施設再配置計画に合わせてあり方を検討します。文化関連施設を指定管理者制度導入のほか、周辺施設との集約及び地元等へ譲渡するなどすることにより施設の運営合理化並びにより有効な活用を図ることができます。	既存施設の利便性、質的な向上を図った上で、市の施設再配置計画に合わせてあり方を検討します。直営施設については、恵那市文化会館(長島)の指定管理者制度導入、中山道ひし屋資料館の大井宿歴史まちなみ事業と関連づけた活用、明智かえでホール今後のあり方の検討、サンホールくしはらへ振興事務所機能及びコミュニティセンター機能集約準備(設計)		各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	各方面との施設のあり方及び運営方法の検討並びに調整	文化関連施設の統廃合及び指定管理者制度の導入		まちづくり推進部 文化スポーツ課	文化センター 生涯学習課 串原振興事務所
	農林関連施設の指定管理者制度導入又は地元移譲	施設の指定管理者制度導入又は地元移譲	地元団体を中心に指定管理者制度導入に向け調整を進めてきましたが制度導入には至りませんでした。	施設を受益者による管理を進め、地域のコミュニティの場として施設の有効活用を図ります。	施設の指定管理者制度導入・地元移譲等方針決定		協議検討	方針決定	方針により実施			経済部農林課	経済部農林課	
	小中学校の適正配置の検討	恵那南地区中学校の統合及び市内小中学校の教育環境のあり方を具体的に立案	小規模検討委員会の報告を受け、平成26年度に恵那南地区中学校あり方検討委員会を立ち上げ、適正配置条件や統合について、『早期に改善を図る』、『1つに統合し、各地区の平等性を考えた位置に新設する』の提言を受けました。この提言により、平成27年度には恵那南地区中学校再編委員会を立ち上げて統合に向けて協議を進めますが、統合後の学校施設の施設活用も含めて十分に地区の住民や保護者への理解を得ていく必要があります。なお今後、市内小中学校において、教育環境の観点から適正規模、適正配置等を考慮する必要があります。	児童生徒の豊かな人間性や自ら考える力などの確かな学力の育成を図るための指導・支援のあり方や授業改善はもとより、教育環境面の充実にも目を向け、少子化に伴って生じる21世紀を生きる恵那市の子どものための教育環境について対策を講じ、「学力や仲間に関わる力」を兼ね備えた子どもたちを育みます。	恵那南地区の『地域や時代のニーズに応える新しいコンセプトを持った学校』を前面に地域や保護者への説明を行います。跡地をどのように利用していくのか検討を行います。市内の小中学校の教育環境については方針を策定します。		恵那南地区の説明会の開催。	恵那南地区の説明会の開催。 跡地利用の検討	恵那南地区の説明会の開催。 小中学校の教育環境方針の策定。	恵那南地区の説明会の開催。 小中学校の教育環境方針の策定。	小中学校の教育環境方針の策定	教育委員会 事務局 学校再編対策室	教育委員会 事務局 教育総務課 学校教育課	
							アグリパーク恵那管理棟(長島町)	協議検討	方針決定	方針により実施				
							福寿の里ふれあいセンター(上矢作)	協議検討	方針決定	方針により実施				
							農村公園(上矢作)	協議検討	方針決定	方針により実施				
							予想効果額	-	-	-	-			
							地域及び保護者説明会	10回	15回	23回	16回	16回		
							予想効果額	-	-	-	8	8		

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
恵那南地区の学校給食センター統合の検討とアレルギー対応	恵那南地区の学校統合に伴う給食センターのあり方とアレルギー対応マニュアルの作成立案	平成27年度に恵那南地区中学校再編委員会を立ち上げて統合に向けて協議を進めますが、3地区の学校給食センターも、施設の統廃合を早期に検討し、学校の統合に対応のできる施設建設・改修が必要となります。また、アレルギー対応マニュアルの作成とアレルギー対応調理施設の建設・改修を検討します。	児童・生徒の少子化に伴い、安全で安心して食べられる栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供し、成長期にある児童・生徒の健康増進の向上を図ります。また、アレルギーの児童・生徒の対応給食の提供を推進します。	恵那南地区の中学校統合に伴い、対応できる給食センターの検討	給食センターのあり方検討	検討	→	方針決定			教育委員会 事務局 学校給食センター	教育委員会 事務局 教育総務課
					アレルギー対応マニュアルの作成	検討・作成	実施・検証	→				
					予想効果額	-	-	-				
給食提供のあり方の検討	給食提供のあり方の検討	3歳以上児の給食提供のあり方について、旧恵那地区では、給食センターからの外部搬入方式、旧恵那地区の旧保育園は、自園調理方式、旧幼稚園は、外部搬入方式とそれぞれの方式に違いがあり、特区申請認可を得ていること、コスト削減が図れることなどから、そのあり方について検討を行ってきました。	アレルギー対応、経費節減、地産地消、食農教育、経費節減、安全性などの観点から、子ども園での給食提供について、最もよいと思われる方式を検討します。	市の方針を決定し、保護者会の代表者との協議を行い、保護者説明会を開き、理解を得ます。	協議検討	協議検討	協議検討	方針決定			教育委員会 事務局 幼児教育課	教育委員会 事務局 学校給食センター
					保護者協議	協議検討	協議検討					
					予想効果額							
子ども園の民間譲渡の検討	子ども園の法人への譲渡の検討	行政のスリム化の観点から、民間法人のノウハウを生かした園運営を継続する必要があり、指定管理のみにとどまらず、広く民間譲渡についての検討を行います。民間譲渡にあたっては、恵那市の幼児教育の基本指針を安定して継続することが重要となります。	行政のスリム化と民間法人のノウハウを生かした園運営	法人への第三者評価事業の実施、モニタリングを通じて法人に対する保護者の信頼度を高め、市も積極的に教育・保育の質の向上に繋がるように支援を行います。	検討	検討	検討	検討	検討		教育委員会 事務局 幼児教育課	教育委員会 事務局 幼児教育課
					予想効果額	-	-	-	-			
広報の充実	広報えなで情報を得ている人の割合90%以上	広報紙「広報えな」を月2回(1日・15日)発行しています 住民組織(自治会)により配布しています 自治会等から負担減のため「月1回に」との声有ります H26市民意識調査では発行回数「今のままで良い」が77.3%です	市の行政情報を市民に正しく伝える(正しい情報の提供) 市民が欲しいと思った情報を提供する(提供する情報の内容) 市の行政運営の透明性の向上(透明性) 市民等が得たいと思ったときに、欲しい情報が得ることが出来るよう提供できます	広報紙「広報えな」の充実 広聴業務を含め、紙媒体以外の効果的な広報の手段・手法について調査研究を進め実践します 電子媒体による広報の充実を図ります 広報配布等の市民負担の軽減を図ります	27年度で検討した結果を実践	27年度で検討した結果を実践	27年度で検討した結果を実践	27年度で検討した結果を実践	27年度で検討した結果を実践		まちづくり推進部 総合政策課	まちづくり推進部 総合政策
					広報紙「広報えな」を補完できる効果的な方法があれば月1回の発行とする	90%以上	→	→	→			
					広報えなで情報を得ている人の割合	90%以上	→	→	→			
					ウェブ職員研修	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上			
予想効果額	-	-	-	-								
広聴の充実	市民の行政への意見提出や参画についての満足度を向上する	隔月1日号の広報紙に折り込む「広報直通便」により、市民から意見をいただき、1ヶ月以内に回答をしています。上記の他、メール、電話、毎年実施している市民意識調査、パブリックコメントなどにより広く意見を聴いています。また地域懇談会など、行政との対話の場、地域での事業説明会、行政委員の参画など多様な広聴活動を展開しています。	市民の市政に対する意見を幅広く多様な方法で聴きます。(意見の収集) 提案された意見に対し、速やかに回答します。 その他、市民が市政に参画する場を設けます。 市民の市政に対する意見を把握し、対応していく仕組みを構築します。	第2次総合計画の進行と併せて、広聴の仕組み全体を再検討し、再構築します。 幅広い人の意見の把握方法を検討します。 提出された意見への対応など、市政の改革につなげる仕組みを構築します。	直接意見の収集と回答 公聴会の開催	直接意見の収集と回答 公聴会の開催	直接意見の収集と回答 公聴会の開催	直接意見の収集と回答 公聴会の開催	直接意見の収集と回答 公聴会の開催		まちづくり推進部 総合政策課	各部課
					市民の直接意見とその回答件数	500件以上	→	→	→			
					市民の意見を聞く場の開催	30回	→	→	→			
					予想効果額	-	-	-	-			

Ⅱ 簡素で効率的な行政経営の確立

(「量」の改革)

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
中コミュニティセンターと市民会館の施設統合	現市民会館の廃止	現市民会館は、市街地にあり利便性が良いため利用件数が多いが、駐車場がないことや、築後46年が経過し老朽化が激しいことから、存続の是非を含めて今後の方向性を検討してきました。 中コミュニティセンターについては、振興事務所と公民館の一体化を図るなかで、振興事務所機能をもたないことから、市民会館と名称変更し、中央公民館の管理下で分館として講座開設や貸館業務を行うという提案をしています。	老朽化した施設の廃止により、維持管理経費を削減することができます。	現市民会館を取り壊し、駐車場として利用します。	現市民会館の取り壊し						まちづくり推進部 生涯学習課	まちづくり推進部 生涯学習課
					解体工事	工事施工						
					駐車場整備	工事施工						
					条例改正	議会提出						
					予想効果額	-	0.8	0.8	0.8	0.8		
恵那市恵南クリーンセンターあおぞらの検討	施設のあり方の方向性決定	恵那市恵南クリーンセンターあおぞらは平成19年度から不燃ごみ、資源ごみの処理を恵那市リサイクルセンターに集約し、リサイクルプラザを中止しました。そして平成22年度からは、恵那市恵南クリーンセンターあおぞらの運転を休止し、可燃ごみの処理をエコセンター恵那に統合し業務の効率化を図りました。 現在は、主に恵那市南部地区における直接搬入ごみ等の中継施設として使用しています。	施設のあり方の方向性を決めます。	施設のあり方の方向性の決定	施設の現状と検証	施設の現状と検証 ・運営管理形態 ・維持管理費 ・利用者数・料金 収入・主な利用者の把握	現状のまま存続・廃止・譲渡・他用途転用の検討	方向性の決定			水道環境部 環境課	水道環境部 恵南クリーンセンターあおぞら
					施設の現状と検証	施設の検証						
					施設の方向性		方向性の検討	方向性の決定				
					予想効果額	-	-	-				
教職員住宅の適正配置	現在の管理戸数を39戸から26戸程度とする。	平成16年度の管理戸数は63戸でありましたが、管理移管や老朽化による建物の解体等を行い、管理戸数を減少させてきました。現在も飯地町、中野方町、大井町、岩村町、山岡町、明智町、上矢作町の地域に1つの教職員住宅施設があり、39戸の教職員住宅を管理していますが、民間アパートの利用や自宅からの通勤により入居者が減少している状況であります。しかし、民間アパートが無い地域もあり、各地域に1つの教職員住宅施設は必要ではないかとも考えています。	入居者がいない状況でも維持管理費は必要であり、山岡町、飯地町、中野方町は合併浄化槽のため、特に検討していかなければなりません。平成26年度は25万円の浄化槽管理費を支出しています。	入居者の実績から管理移管及び処分(解体含む)を検討し、管理戸数を減らしていきます。	全体計画を作成	教職員住宅管理移管または処分	教職員住宅管理移管または処分	教職員住宅管理移管または処分	教職員住宅管理移管または処分		教育委員会 事務局 教育総務課	建設部都市 住宅課
					廃止戸数	-	4戸	1戸	4戸	4戸		
					予想効果額	-	0.3	0.4	0.7	1		
こども園の統合	吉田こども園と明智こども園の統合 長島こども園と二葉こども園の統合	吉田こども園園児数が減少しています。明智こども園との統合時期について、保護者協議を継続します。 現在の長島こども園は狭小であり、二葉こども園は、老朽化が課題となっているため、この2園を統合し、(仮称)長島こども園として開園することを目指しています。 この統合に向けて、地域、保護者へ説明し理解を得ることに加え、美濃酪跡地の汚染土壌対策、交通体系の整備についても合わせて考えていく必要があります。	統合による財政規模の適正化と老朽化した園舎の改築、良好な保育環境の整備とともに市街地における未満児保育ニーズに対応します。	地域、保護者代表と市で組織する建設検討委員会をに設置。同時に、地域、保護者を対象に統合、建設の趣旨を説明し、基本設計、実施設計を行います。	建設検討委員会開催 保護者説明会の実施	建設検討委員会開催 保護者説明会の実施	統合、開園				教育委員会 事務局 幼児教育課	教育委員会 事務局 幼児教育課
					保護者説明会	適宜	適宜					
					建設検討委員会	適宜	適宜					
					予想効果額							

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
市税等の収納率の向上(現年分) ①	市民税99% 国民健康保健料97% 後期高齢者医療保険99.8% 介護保険料99.5% 市営住宅料金99.4% 保育料99.6% 学校給食費99.6%以上	国が示す「地方創成」に恵那市が主体的に事業を進めるために自主財源の確保はますます重要となります。引き続き、現年度分収納率の目標値を掲げ、これまで実施してきた収納向上対策をさらに強化し、健全財政を構築するとともに、公平性確保が求められます。	自主納付の推進、自主財源の確保、市民の公平性・信頼性の観点から市役所全体で取り組み、健全財政を構築します	コンビニ納付及びクレジット納付などの納付機会の充実による自主納付の推進 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討により実施 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					市民税	98.6%	98.7%	98.8%	98.9%	99.0%		
					国民健康保健料	95.2%	95.7%	96.1%	96.6%	97.0%		
					後期高齢者医療保険	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.8%		
					予想効果額							
市税等の収納率の向上(現年分) ②	市民税99% 国民健康保健料97% 後期高齢者医療保険99.8% 介護保険料99.5% 市営住宅料金99.4% 保育料99.6% 学校給食費99.6%以上	国が示す「地方創成」に恵那市が主体的に事業を進めるために自主財源の確保はますます重要となります。引き続き、現年度分収納率の目標値を掲げ、これまで実施してきた収納向上対策をさらに強化し、健全財政を構築するとともに、公平性確保が求められます。	自主納付の推進、自主財源の確保、市民の公平性・信頼性の観点から市役所全体で取り組み、健全財政を構築します	コンビニ納付及びクレジット納付などの納付機会の充実による自主納付の推進 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討により実施 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					介護保険料	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%		
					市営住宅料金	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%	99.6%		
					保育料	99.2%	99.3%	99.4%	99.5%	99.6%		
					予想効果額	-	-	-	-	-		
市税等の収納率の向上(現年分) ③	市民税99% 国民健康保健料97% 後期高齢者医療保険99.8% 介護保険料99.5% 市営住宅料金99.4% 保育料99.6% 学校給食費99.6%以上	国が示す「地方創成」に恵那市が主体的に事業を進めるために自主財源の確保はますます重要となります。引き続き、現年度分収納率の目標値を掲げ、これまで実施してきた収納向上対策をさらに強化し、健全財政を構築するとともに、公平性確保が求められます。	自主納付の推進、自主財源の確保、市民の公平性・信頼性の観点から市役所全体で取り組み、健全財政を構築します	コンビニ納付及びクレジット納付などの納付機会の充実による自主納付の推進 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討により実施 口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨 督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					学校給食費	99.4%	99.4%	99.5%	99.5%	99.6%		
					予想効果額	-	-	-	-	-		

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
市税等の収納率の向上(過年分) ①	市民税32% 国民健康保険料40% 後期高齢者医療保険49.8% 介護保険料14% 市営住宅料金25.8% 保育料40.5% 学校給食費25%以上	公平性の確保、自主財源の確保により健全な財政運営	自主納付の推進、自主財源の確保、市民の公平性・信頼性の観点から市役所全体で取り組み、健全財政を構築します	コンビニ納付及びクレジット納付などの納付機会の充実による自主納付の推進 口座振替の勧奨 催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討による実施 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					市民税	31.5%	31.6%	31.7%	31.9%	32.0%		
					国民健康保険料	35.8%	36.9%	37.9%	39.0%	40.0%		
					後期高齢者医療保険	49.4%	49.5%	49.6%	49.7%	49.8%		
					予想効果額							
市税等の収納率の向上(過年分) ②	市民税32% 国民健康保険料40% 後期高齢者医療保険49.8% 介護保険料14% 市営住宅料金25.8% 保育料40.5% 学校給食費25%以上	公平性の確保、自主財源の確保により健全な財政運営	自主納付の推進、自主財源の確保、市民の公平性・信頼性の観点から市役所全体で取り組み、健全財政を構築します	コンビニ納付及びクレジット納付などの納付機会の充実による自主納付の推進 口座振替の勧奨 催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討による実施 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					介護保険料	13.5%	13.7%	13.7%	14.0%	14.0%		
					市営住宅料金	20.0%	21.4%	22.9%	24.3%	25.8%		
					保育料	29.8%	32.5%	35.1%	37.8%	40.5%		
					予想効果額							
市税等の収納率の向上(過年分) ③	市民税32% 国民健康保険料40% 後期高齢者医療保険49.8% 介護保険料14% 市営住宅料金25.8% 保育料40.5% 学校給食費25%以上	公平性の確保、自主財源の確保により健全な財政運営	自主納付の推進、自主財源の確保、市民の公平性・信頼性の観点から市役所全体で取り組み、健全財政を構築します	コンビニ納付及びクレジット納付などの納付機会の充実による自主納付の推進 口座振替の勧奨 催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討による実施 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					学校給食費	21.8%	22.6%	23.4%	24.2%	25.0%		
					予想効果額							

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
料金収納率の向上(現年分) ①	上水道料金99.4% 下水道料金99.3% 介護老人保健施設サービス報酬(個人分)100% 病院診療報酬(個人分)99.9%	企業会計の健全経営の根幹をなす利用料金について、これまでの収納向上対策をさらに強化し、健全財政を構築を構築するとともに、公平性の確保を図ります。	料金の収納率の向上を図り、利用者全体の健全な経営と公平性の確保を図ります。	口座振替の勧奨 コンビニ納付及びクレジット納付など納付機会の充実による自主納付の推進 督促状等の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討による実施 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					上水道料金	99.3%	99.3%	99.3%	99.4%	99.4%		
					下水道料金	99.2%	99.2%	99.2%	99.3%	99.3%		
					介護老人保健施設サービス報酬(個人分)	100.0%	(指定管理者制度移行予定)					
					予想効果額							
料金収納率の向上(現年分) ②	上水道料金99.4% 下水道料金99.3% 介護老人保健施設サービス報酬(個人分)100% 病院診療報酬(個人分)99.9%	企業会計の健全経営の根幹をなす利用料金について、これまでの収納向上対策をさらに強化し、健全財政を構築を構築するとともに、公平性の確保を図ります。	料金の収納率の向上を図り、利用者全体の健全な経営と公平性の確保を図ります。	口座振替の勧奨 コンビニ納付及びクレジット納付など納付機会の充実による自主納付の推進 督促状等の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討による実施 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					病院診療報酬	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%		
					予想効果額							
料金収納率の向上(過年分)	上水道料金70.0% 下水道料金70.0% 病院診療報酬(個人分)20.8%	企業会計の健全経営の根幹をなす利用料金について、これまでの収納向上対策をさらに強化し、健全財政を構築を構築するとともに、公平性の確保を図ります。	料金の収納率の向上を図り、利用者全体の健全な経営と公平性の確保を図ります。	口座振替の勧奨 コンビニ納付及びクレジット納付など納付機会の充実による自主納付の推進 督促状等の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収		コンビニ納付及びクレジット納付検討 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	コンビニ納付及びクレジット納付検討による実施 口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	口座振替の勧奨督促書、催告書の発送による新規滞納の抑制 給水停止など収納対策の実施 預貯金等の差し押さえ・強制執行による徴収	各収納担当課	各収納担当課
					上水道料金	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%		
					下水道料金	62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	70.0%		
					病院診療報酬(個人分)	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%	20.8%		
					予想効果額							

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
外郭団体の経営 の健全化 ①	外郭団体の経営の健全化	公益法人は、国の公益法人制度改革により、一般社団法人、公益社団法人化を進めました。また、出資法人の存在意義、事業の必要性、経営状況などを検証し、経営の健全化を図りましたが、一部の第三セクターで経営悪化のトレンドを示しており、何らかの方策を講じる必要があります。	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、徹底した効率化・経営の健全化等について、取り組みを進め、もって財政規律の強化を図ります。また経営状況によっては、第三セクターの抜本的改革を進めます。	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、徹底した効率化・経営の健全化を図ります。また経営状況等から適切な時期に第三セクターの抜本的改革を進めます。		「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の検討・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の検討・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	各外郭団体 所管課	総務部総務 課
					一般財団法人 恵那市施設管理公 社	実施	→	→	→	→		
					恵那市土地開発公 社	実施	→	→	→	→		
					大正ロマン株式会 社	実施	→	→	→	→		
予想効果額	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
外郭団体の経営 の健全化 ②	外郭団体の経営の健全化	公益法人は、国の公益法人制度改革により、一般社団法人、公益社団法人化を進めました。また、出資法人の存在意義、事業の必要性、経営状況などを検証し、経営の健全化を図りましたが、一部の第三セクターで経営悪化のトレンドを示しており、何らかの方策を講じる必要があります。	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、徹底した効率化・経営の健全化等について、取り組みを進め、もって財政規律の強化を図ります。また経営状況によっては、第三セクターの抜本的改革を進めます。	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、徹底した効率化・経営の健全化を図ります。また経営状況等から適切な時期に第三セクターの抜本的改革を進めます。		「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の検討・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の検討・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	各外郭団体 所管課	総務部総務 課
					公益財団法人 日本大正村	実施	→	→	→	→		
					一般財団法人 国民宿舎恵那山荘	実施	→	→	→	→		
					公益財団法人恵那 市文化振興会	実施	→	→	→	→		
予想効果額	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
外郭団体の経営 の健全化 ③	外郭団体の経営の健全化	公益法人は、国の公益法人制度改革により、一般社団法人、公益社団法人化を進めました。また、出資法人の存在意義、事業の必要性、経営状況などを検証し、経営の健全化を図りましたが、一部の第三セクターで経営悪化のトレンドを示しており、何らかの方策を講じる必要があります。	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、徹底した効率化・経営の健全化等について、取り組みを進め、もって財政規律の強化を図ります。また経営状況によっては、第三セクターの抜本的改革を進めます。	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」に基づき、徹底した効率化・経営の健全化を図ります。また経営状況等から適切な時期に第三セクターの抜本的改革を進めます。		「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の検討・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の検討・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」により経営の健全化の把握及び公表。抜本的な改革の実施・実施	各外郭団体 所管課	総務部総務 課
					公益財団法人 中山道広重美術館	実施	→	→	→	→		
					公益財団法人 恵那市体育連盟	実施	→	→	→	→		
					有限会社 くしはらの里	実施	→	→	→	→		
予想効果額	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
職員定数の適正 化	平成32年4月1日総職員数〇〇〇人(普通会計職員数〇〇〇人) ※仮数値	【現状】 第2次職員適正化計画に掲げた平成27年4月1日総職員数は757人となり、目標の767人を10人上回る結果となりました。これは、市町村合併で膨らんだ職員数を採用抑制、公の施設の指定管理者制度導入や委託、組織再編等を積極的に進めてきた結果であります。 【課題】 人口減少、合併特例措置の終了等に伴い、大幅な歳入減少が見込まれる中、人件費の削減は引き続き進めなければなりません。「人口減少⇒財政規模の縮小⇒職員削減」という負のスパイラルに陥ると恵那市が衰退していくのみで、いずれ消滅都市となってしまうため、負のスパイラルに陥らないような方策が必要であります。	【目的】 将来にわたって安定的な行政サービスを提供し続けられる自治体経営を進めるため、職員数の削減により効率的な行政運営を目指します。 【効果】 職員数の削減(=人件費の削減)を実施することにより、経常収支比率の悪化を抑制し、財政の健全化を図ることができます。	第3次職員適正化計画に基づき、計画的に職員数の削減を目指す。		新規採用職員による調整、早期退職者募集、再任用制度、組織再編	新規採用職員による調整、早期退職者募集、再任用制度、組織再編	新規採用職員による調整、早期退職者募集、再任用制度、組織再編	新規採用職員による調整、早期退職者募集、再任用制度、組織再編	新規採用職員による調整、早期退職者募集、再任用制度、組織再編	総務部総務 課	全部課
					全職員数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
					普通会計職員数	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
					予想効果額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
時間外勤務手当の縮減	平成26年の実績を基準に年6%(5年間で30%)の削減目標とする。	【現状】 職員の時間外勤務縮減について、「ノ一残業デーの推進」、「夜10時以降は残業しない」、「所属長の時間外勤務管理の徹底」など進めてきましたが、これまで目標達成できるだけの効果がでていません。 【課題】 時間外勤務時間の多い部署や人についての改善策 所属長による労務管理の徹底	【目的】 人件費の削減、職員の健康管理、ワークライフバランス 【効果】 歳出抑制	・ノ一残業デーの徹底 ・夜10時以降の時間外勤務禁止を徹底 ・月45時間以上は認めない(一所属長による労務管理の徹底)	時間外勤務手当 (H26対比6%削減) 1人当たり月平均時間外勤務時間 予想効果額	庁議で定期的に時間外勤務の状況報告等	庁議で定期的に時間外勤務の状況報告等	庁議で定期的に時間外勤務の状況報告等	庁議で定期的に時間外勤務の状況報告等	庁議で定期的に時間外勤務の状況報告等	総務部総務課	全部課
市有地の有効活用	市有地の処分、貸付等	・合併後、保有する市有財産が大幅に増加したが、活用されていません。 ・今後、減収となるなかで、継続的に保持する必要があります。 ・売却が可能であるか調査し、リストアップしました。	普通財産の中で売却可能資産(対象120筆)は、処分等による有効活用を図り、財源を確保します。	・遊休地は処分(売却、譲渡)を推進し、処分できないものについては貸付などを検討します。 ・売却可能資産から、既に宅地化された売却できそうな土地について、資産調査を実施し処分を進めます。 ・一般公募、隣地者への斡旋などを実施します。 ・借地契約しているものも売却を推進します。	売却件数 予想効果額	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。 2	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。 2	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。 2	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。 2	売却可能資産の抽出。資産調査。一般公募等の実施。 2	総務部財務課	総務部財務課
公共施設維持経費の削減	経費削減額 3,000千円	・公共施設の維持管理業務のなかで、同様な業務が施設所管部署ごとに発注されており、市全体で考えた場合、経費が削減できる可能性があります。 ・所管課ごとに一部の業務について一括発注されているものもありますが、市全体で検討する必要があります。	・市全体で一括発注や長期継続契約をすることで、経費の削減を図ります。 ・契約事務の軽減を図ります。	共通する業務の中から、一括発注が容易で、比較的手相手が限定されている建物清掃・エレベーター設備保守点検・自動ドア保守点検・消防設備保守点検について、段階的にまとめて一括発注する。また、長期継続契約を採用することにより受注者の雇用安定を図り、一層の経費削減を目指します。	契約削減件数 契約削減金額 予想効果額	一括発注及び長期継続契約(3年間)による入札及び見積徴収 20件 1,500千円 1.5	一括発注及び長期継続契約(3年間)による入札及び見積徴収 55件 2,500千円 2.5	一括発注及び長期継続契約(3年間)による入札及び見積徴収 60件 2,800千円 2.8	一括発注による入札及び見積徴収 60件 3,000千円 3	一括発注による入札及び見積徴収 60件 3,000千円 3	総務部財務課	総務部財務課
補助金の適正化	公益性、公平性を確保した補助金運営をする一方で、財政的視点から補助金総額を抑制し、財政規模の縮小につなげる。	平成21年度に策定しました「補助金の適正化に関する指針」に基づき、平成24年度に検証・見直しを行い、平成25年度予算に検証結果を反映させました。平成27年度にも補助金の検証・見直しを行います。	・市民が公共の利益を等しく享受できるように、補助金運営の公益性、公平性を確保します。 ・持続可能な財政構造の確立を実現するため、補助金総額を抑制し、財政規模の縮小につなげます。	・市民が公共の利益を等しく享受できるように、補助金運営の公益性、公平性を確保します。 ・補助金交付手続及び評価方法について検討します。	補助金の検証・見直し 予想効果額	平成27年度の検証結果を予算に反映 検証結果を予算に反映	0 補助金の検証 検証	平成30年度の検証結果を予算に反映 検証結果を予算に反映	0 0 0	0 0 0	総務部財務課	総務部財務課
広告収入事業の推進	施設(市道、歩道橋、トイレ等を含む)ネーミングライツ契約3社、大会ネーミングライツ契約3社、建物広告契約1社、公用車(ごみ収集車、効用バス)広告契約12台、納税通知書、国保料・介護保険料通知書、検針票、ゴミ袋等)への広告導入。	・平成24年度から広告掲載取扱要綱に基づき広告募集を行い、現在、市の封筒、ウェブサイト、広報、広告付案内地図で広告収入を得ています。 ・全庁的な共通認識を持ち、さらに自主財源確保を推進する必要があります。	・市全体で自主財源確保に向け真摯に取り組む姿勢を市民の方に理解していただくことと、市役所が金を稼ぐという意識改革の醸成とともに、その意識が浸透することが行財政改革につながります。	・ネーミングライツ(施設及びイベント等への命名権付与による収入) ・建物、公用車への広告掲載 ・水道検針票、納税通知書(市民税・固定資産税・軽自動車税)・料金通知書(国保料・介護保険料)、ゴミ袋への広告掲載	ネーミングライツ 建物、公用車への広告 ゴミ袋、検針票、納税・料金通知書への広告 予想効果額	【ネーミングライツ】 ・実施要綱、ガイドライン作成 【建物、公用車広告】 ・ガイドライン作成 【検針票・納税・料金通知書】 ・ガイドライン作成 【ゴミ袋】 ・導入 内部検討	【ネーミングライツ】 ・公募 【建物、公用車広告】 ・公募 【納税・料金通知書】 ・公募 公募	【ネーミングライツ】 ・公募 【建物、公用車広告】 ・公募 【納税・料金通知書】 ・公募 施設契約1社・大会契約2社	【ネーミングライツ】 ・公募 【建物、公用車広告】 ・公募 【納税・料金通知書】 ・公募 施設契約2社・大会契約3社	【ネーミングライツ】 ・公募 【建物、公用車広告】 ・公募 【納税・料金通知書】 ・公募 施設契約3社・大会契約3社	まちづくり推進部 総合政策課	商工観光課・施設所管課・納通所管課

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
ふるさと納税の推進	・地域のまちづくり活動の財源とする ・納税件数及び納税額を現行の2倍以上にする	平成27年度からふるさと納税制度が拡充され、地方創生を推進するために個人住民税の特例控除額の上限の引き上げ(個人住民税所得割額の約1割から約2割に拡充)を行うとともに確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税が簡素な手続きで行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(給与所得者等の場合、寄附先が5団体までであれば確定申告不要)が創設されました。現在の返礼品競争ではなく、恵那市に愛着を持ち、一緒に考えてくれるサポーターを増やす仕組みが求められています。	・ふるさと納税を「地域の活動資金」と位置づけ、地域づくり活動の原資とします。 ・全国に恵那市のサポーターを増やし、その方たちとの交流を深め、さらに愛着を持っていただく。 ・結果として、各地区のまちづくり活動の自主財源の充実を図ります。(補助金等で賄えない自己負担分をこれで賄えるようにします)	・恵那市にゆかりのある市外居住者に「恵那市の今」を発信し、サポーターになっていただく。(恵愛ゆかりの会、同窓会の活用など) ・このような恵那市のPR活動・取り組みをUターンにもつなげる。 ・恵那市にゆかりはないがふるさと納税をして頂いた方にも「恵那市の今」を定期的に提供して、1ターンを進めます。 ・地域の応援の仕組みとして「ふるさと納税」をPRし、直接的な金銭支援を得ていきます。	【恵那市にゆかりのある方】 ・恵愛ゆかりの会、同窓会等での定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ) 【恵那市にゆかりのない方】 ・定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ)	【恵那市にゆかりのある方】 ・恵愛ゆかりの会、同窓会等での定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ) 【恵那市にゆかりのない方】 ・定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ)	【恵那市にゆかりのある方】 ・恵愛ゆかりの会、同窓会等での定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ) 【恵那市にゆかりのない方】 ・定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ)	【恵那市にゆかりのある方】 ・恵愛ゆかりの会、同窓会等での定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ) 【恵那市にゆかりのない方】 ・定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ)	【恵那市にゆかりのある方】 ・恵愛ゆかりの会、同窓会等での定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ) 【恵那市にゆかりのない方】 ・定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ)	【恵那市にゆかりのある方】 ・恵愛ゆかりの会、同窓会等での定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ) 【恵那市にゆかりのない方】 ・定期的な恵那市情報の提供(紙又はデータ)	まちづくり推進部 総合政策課	まちづくり推進課 経済部商工観光課
ふるさと納税額(地域支援分)	H27の1.2倍	H27の1.4倍	H27の1.6倍	H27の1.8倍	H27の2倍							
予想効果額	0.4	0.8	1.2	1.6	2							
自庁システムのサーバ共同利用によるシステム経費の削減	東濃5市を想定した戸籍総合システムのサーバ共同利用化	現在の戸籍総合システムは、恵那市単独で庁舎内にサーバを持ち戸籍事務の運用を行っています。システムを含めた機器の更新経費について市単独での対応では財政負担が大きいため、サーバの冗長、別媒体へのバックアップをとっているものの同一室同一架内のものであるため有事の際のリスク管理については弱いといえます。今後、市単独でのサーバの保有から複数の団体による共同利用の推進が必要であります。	【財政的観点】 ・サーバ機器保守料、システム使用料の抑制をはかるため、サーバ機器及びシステムの共同利用を行うことによりサービスを損なうことなく、経費の削減を行います。 【災害時等リスク管理】 ・複数団体の戸籍事務をコンピュータの共同利用によって処理することについては、リスク管理の観点から遠隔地に第2バックアップを構築し、有事の際の業務継続と早期復旧を図ります。	・東濃5市における協議会の設立(財政関係・情報関係・含む) ・法的条件の洗い出し ・自庁内協議(財政関係・情報関係)	東濃5市協議会 設立	東濃5市協議会の開催 ・自庁内協議 ・システム検討	東濃5市協議会の開催 ・システム導入	東濃5市協議会の開催 ・検証 ・カスタマイズ	安定運用 ・カスタマイズ		市民福祉部 市民課	市民福祉部 市民課
東濃5市協議会	設立	随時	随時	随時	随時							
システム会議 プレゼン含む	随時	随時	随時	随時	随時							
予想効果額	0	0	18.8	18.8	18.8							
上水道事業と簡易水道事業の統合(会計統合)	水道事業の企業会計へ統合し、経営の健全化を図る。	簡易水道事業は平成19年に上水道事業への統合計画を策定し、平成29年度に統合する計画を進めています。簡易水道事業の資産調査は26年度までに終了し、27年度以降、資産調査データを企業会計システムへ構築し、会計システム稼働に向け準備を進めています。平成28年度に会計統合事務を完了し、29年度の簡易水道事業と水道事業の企業会計統合を円滑に進めます。	簡易水道事業を上水道事業の企業会計へ統合し、資産の明確化、健全な経営を進めていきます。	資産台帳データの会計システムへの構築、財務諸表作成、打ち切り決算を行い、企業会計へ統合します。	会計統合に伴う業務 条例・例規の改正 打ち切り決算	水道事業会計への統合	水道事業会計の経営の健全化	水道事業会計の経営の健全化	水道事業会計の経営の健全化	水道事業会計の経営の健全化	水道環境部 上下水道課	水道環境部 上下水道課
企業会計システムに伴う業務	企業会計システムへの構築	水道事業会計システムへの統合	水道事業会計システムの運用	水道事業会計システムの運用	水道事業会計システムの運用							
予想効果額												
下水道事業の企業会計への移行	下水道事業を企業会計へ移行(地方公営企業法の適用)し、経営の健全化を図る。	下水道事業は特別会計を設けて事業を行っていますが、総務省の方針決定により、平成31年度末までに地方公営企業法の適用を受ける(企業会計へ移行)ことが義務づけられました。それに伴い、農業集落排水事業についても下水道事業の企業会計へ同時に統合する検討を進めます。資産調査等を実施して企業会計移行への取り組みを進めます。	下水道事業を企業会計へ移行し、資産の明確化、健全な経営を進めていきます。農業集落排水事業についても同時に統合し、企業会計へ移行する検討を進めます。	資産調査の実施、企業会計への移行事務手続き、企業会計システムの構築を進めます。	企業会計移行への事務手続き準備 資産調査の実施	企業会計移行への事務手続き準備 資産調査の実施	企業会計移行への事務手続き準備 資産台帳の整備 企業会計システムの構築	企業会計への事務手続き 会計システムの試験運用	平成32年4月 企業会計の開始		水道環境部 上下水道課	水道環境部 上下水道課
資産調査	資産調査の実施	資産調査の実施	資産調査の実施	資産調査データの構築	企業会計化準備	企業会計の開始						
企業会計化に伴う業務		条例・例規制定の準備	条例・例規制定の準備	条例・例規の制定 打ち切り決算 新予算編成	企業会計の開始							
企業会計システムに伴う業務		企業会計システム構築の準備	企業会計システム構築	企業会計システムの試験運用	企業会計システムの開始							
予想効果額												

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名
水道事業加入 分担金の統一の検 討	水道事業の新規加入分担金の統 一を検討します	現在、27万円から52万円まで地域で 差がある水道事業の加入分担金を 統一を検討します。	地域で差がある新規加入分担金の 統一を検討し、各地域、市内全域の 公平性の確保、定住化対策も考慮し た分担金の統一を検討していきます。	公平性の検討や段階的な統一を検 討します。拡張分担金の区域、各地 域の分担金の差額等についての統 一の方法、段階的な統一の方法等を 検討します。		統一協議検討 方針決定	方針案の協議	条例改正	改正後の担当の 施行開始	改正後の分担金 の施行	水道環境部 上下水道課	水道環境部 上下水道課
					分担金の統一	統一の協議検討 方針案の決定	方針案の協議	条例改正	改正した分担金の 施行開始	改正した分担金 の施行		
					予想効果額							
下水道区域内 (農業集落排水 事業区域を含 む)の水洗化率 の向上	下水道区域(農業集落排水事業区 域を含む)内の水洗化率 91%	下水道、農業集落排水事業の供用 区域内の下水道使用者の水洗化率 の向上に向け普及推進とPRを行っ ていますが、世帯の高齢化や経済的 理由等により水洗化率が伸び悩んで いるのが現状です。下水道区域内の 未接続世帯への下水道普及促進と PRを進めていきます。	下水道、農業集落排水事業の供用 区域供用区域内では使用者の増、 使用料の増による収入の増加を図り、 経営の健全化を図る必要があります。 また、公共水域等の環境保全 の向上を図り、住みよいまちづくりを 進めることも必要です。下水道、農業 集落排水事業の水洗化率の向上と 共に経営健全化を図るため、下水道 区域内の水洗化率の向上を図りま す。	下水道区域内、農業集落排水事業 区域内の水洗化率の向上のため普 及PRを進めていきます。広報への掲 載、環境フェア等のイベント時におけ る普及PR活動、水洗化率の低い加 入推進重点地域での戸別訪問の実 施による活動を行います。		下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	下水道の普及PR 戸別訪問の実施	水道環境部 上下水道課	水道環境部 上下水道課
					水洗化率	89.4%	89.8%	90.2%	90.6%	91.0%		
					下水道の普及PR活 動	広報えな掲載 環境フェアにてPR	広報えな掲載 環境フェアにてPR	広報えな掲載 環境フェアにてPR	広報えな掲載 環境フェアにてPR	広報えな掲載 環境フェアにてPR		
					戸別訪問	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定	戸別訪問 PR期間の設定		
					予想効果額							
給水区域内の水 道普及率の向上	給水区域内の水道普及率 97.8%	水道の給水区域内の水道普及率の 向上、上水道事業の整備と普及推進 と行っていますが、世帯の高齢化や 経済的理由等により、水道普及率が 伸び悩んでいるのが現状です。水道 普及率の向上に向け水道普及促進 を進めていきます。	上水道の給水区域内では水道利用 者の増による収入の増加を図り、経 営の健全化を図る必要があります。 また、給水区域内の水道普及率の 向上を図り、住みよいまちづくりを 進めることも必要です。水道普及率 の向上と共に経営健全化を図ります。	給水区域内の水道普及率向上のた め、水道施設の適切な維持管理と普 及促進を進めていきます。環境フェア 等のイベント時における普及促進 活動を進めます。		上水道の普及及促 進 水道普及率97.7%	上水道の普及及促 進 水道普及率97.7%	上水道の普及及促 進 水道普及率97.7%	上水道の普及及促 進 水道普及率97.8%	上水道の普及及促 進 水道普及率97.8%	水道環境部 上下水道課	水道環境部 上下水道課
					水道普及率	97.7%	97.7%	97.7%	97.8%	97.8%		
					予想効果額							
介護老人保健施 設の稼働率の向 上	入所、短期入所稼働率98%以上 通所稼働率99%以上	入所の定員:95人(内短期入所10 人)／日 通所の定員:15人	稼働率アップによる経営改善	退所時、速やかに次の入所者を受け 入れるよう、事前準備や家族との打 ち合わせをきめ細やかに実施し、空 床日数を減らす工夫をします。在宅 復帰を目指して家族や地域の方々と 協力し在宅支援を行い、短期入所者 や通所者の積極的な受け入れを行 います。		現状を文書化し工 夫を加えたマニ ュアルを作成し実践	指定管理導入				市民福祉部 老健ひまわ り	市民福祉部 高齢福祉課
					入所	98.0%						
					短期入所	98.0%						
					通所	99.0%						
					予想効果額	-						
老朽化住宅の取 壊し	廃止戸数 135戸	長寿命化計画(H24年度からH33年 度まで)により除却が決まっている住 宅が162戸あります。 入居者の退居後に順次取り壊してい ます。 移転のお願いをしていますが、高齢 者がく難色を示されます。	長寿命化計画にもとづき用途廃止す る住宅を解体して、維持管理費の削 減により市営住宅等の管理運営の 効率化及び適正な供給を行います	用途廃止する住宅から他の市営住 宅へ移転等を促進し、市営住宅の用 途廃止を進めます。		用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	用途廃止住宅の 解体	建設部都市 住宅課	建設部都市 住宅課
					住宅の取壊し	27戸	27戸	27戸	27戸	27戸		
					予想効果額							

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名				
病床稼働率の向上	病床稼働率 86.0%	市立恵那病院は199床(一般病床148床、療養病床41床、結核病床10床)、国保上矢作病院は56床(一般病床34床、療養病床22床)で運営しています。	病床稼働率を向上することは、健全な病院経営につながります。	市内の医療機関と連携を図ります。	市内の医療機関と連携	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%	86.0%	医療管理部 病院管理課	医療管理部 病院管理課				
通園バス等の利用者の受益者負担	通園バス(岩村、山岡)、定期券助成(やまびこ、みさと、串原)、スクールバス(上矢作)の利用者負担	6つの園において、2km以上の園児は、園バスを利用(岩村・山岡)したり、路線バスの定期券助成(やまびこ、みさと、串原)を受けたり、小学校のスクールバスを利用(上矢作)するなど、形態の違いはあれ、いずれも無償で利用しており、他園の保護者との均衡が図られていません。また、平成24年度に、市民評価委員会より提言(保育園通園バス運営事業は、6園の保護者が無償で利用しているが、他園との均衡を図るため、利用者負担金を徴収されたい)を受けています。	市町村合併以前の各園の統廃合に伴う措置として、本事業は、遠距離通園者にとって必要な事業ではありますが、無償にて利用されていることから、6園以外の保護者との公平性を欠いており、全市的な見地からの見直し改善が必要であります。	6園の保護者会の代表者との協議を行った後に、保護者説明会を開き、理解を得ます。	代表者との協議 利用者負担金(案)の提示	保護者説明会	利用者負担金の徴収	0	0	0	教育委員会 事務局 幼児教育課	教育委員会 事務局 幼児教育課				
消防団器具庫の統廃合	消防団施設の適正化	消防団員の減少に伴い団施設の管理運営が厳しく、団員の負担となっているため、活性化部会において方向を検討しながら、地域との話し合いを持ち順次統廃合を実施しています。	人口減、団員減少に伴う、消防団員の負担軽減及び拠点施設の設置並びに経費削減。 現在72箇所ある消防器具庫を62箇所以下に統廃合若しくは廃止します。	活性化部会を中心に統廃合が遅れている分団(明智・串原・上矢作)に対して団員数に対する施設の維持状態の把握及び将来展望について検討助言。 振興事務所との協議での説明。 遊休施設の有効利用について地域住民との協議。	上矢作分団下地区統廃合、拠点施設整備。 翌年実施予定地の確定、設計。	明智分団北地区統廃合。 翌年実施予定地の確定、設計。	串原分団南地区統廃合。 翌年実施予定地の確定、設計。	上矢作分団上地区統廃合。 翌年実施予定地の確定、設計。	明智分団西地区統廃合。	2戸	2戸	2戸	2戸	2戸	消防本部 消防総務課	建設部 都市住宅課
振興事務所における事務の整理	本庁で行う事務と振興事務所で行う事務の整理を行い、振興事務所職員の事務負担の軽減を図ります。	市町村合併後11年が経過し、これまでに事務の効率化策として各振興事務所が行ってきた施設管理については本庁所管課に移管しました。しかし市民の窓口サービスに関する事務についての整理と「すみわけ」ができていない(恵南地区5振興事務所)、市民にとって混乱を招く場合もあります。	市民サービスの質の向上を念頭におき、本庁所管課において処理できるものは本庁所管とし事務量の削減を図ります。	・振興事務所の事務のあらいだし(恵南地区5振興事務所)を行います。 ・本庁所管課との調整を行います。 ・事務の本庁移管の場合は地域住民に対する周知を徹底します。	事務のあらいだしと整理 ・本庁所管課との調整 ・地域住民周知	実施	-	-	-	-	まちづくり推進部 まちづくり推進課	まちづくり推進部 まちづくり推進課				
岩村保健センターの運営形態の検討	運営形態の検討と方針決定	第2次行財政改革において恵南地域の保健事業を岩村保健センターを拠点に集約してきました。平成27年度から岩村保健センターの保健師を4名から3名体制として運営しています。	恵那市保健センターに保健師を集約することにより、保健事業の効率的な運営体制が確立出来ます	・保健事業運営会議の開催し、恵那市保健センターへの保健事業の統一に向けて、運営方法の検討及び医師会等の関係団体及び地域との調整を行います。	・保健事業運営会議の開催 ・恵那市保健センターでの保健事業の統一	・保健事業運営会議の開催 ・運営方法の検討	・保健事業運営会議の開催 ・運営方法の検討	0	0	0	市民福祉部 健康推進課	市民福祉部 健康推進課				
					器具庫の廃止	2戸	2戸	2戸	2戸	2戸						
					車両廃止	1台	1台	1台	1台	1台						
					予想効果額	0.3	0.6	0.9	1.2	1.5						
					事務あらいだし	平成27年度完了										
					本庁調整会議	3回										
					住民周知	必要に応じて										
					予想効果額	-	-	-	-	-						
					保健事業運営会議の開催	6回	6回									
					保健事業の統一	運営方法検討	運営方法決定	保健事業統一								
					予想効果額	-	-	-	-	-						

具体的な改革項目	最終目標値	現状と課題 (これまでの取組)	改革の目的 及び効果	取り組み内容	具体的な目標設定	H28	H29	H30	H31	H32	実行責任 部課等名	実行関係 部課等名	
消防施設の在り方の検討	消防署・所の適正な配置	南地区の消防署所(岩村署・明智署)が築45年を経過し、老朽化が加速するため大規模改修や改築が必要となります。また、消防業務の多様化・高度化に伴い、専門的知識を有する職員の育成及び配置が重要な課題であり、本部と署の分割化が避けて通れない状況となっています。そのため、この機会に将来の人口減少やファシリティマネジメントの観点から署所の再配置を検討し、もって職員の資質向上と負担軽減を図ります。	限られた人員で最大限の活動成果を上げるためには、署所の再配置が必要不可欠であり、消防施設管理経費の削減にもつながります。	・南地区消防署所現行体制の経緯の洗い出し ・消防施設整備計画(国の指針)との整合性の確認 ・委員会の設置(市関係部課との調整→設置要綱作成→委員の選定→委員会設置→第4次計画へ反映)		1)部内調整 2)市関係部課協議(外部委員会設置の是非)	(委員会設置要綱作成→委員選定) 1)委員会設置	(委員会結果を踏まえた) 1)部内調整 2)市関係部課協議	方向性の決定		0	消防本部消防総務課	消防本部消防総務課
					委員会		諮問→協議→答申						
					消防本部	市関係部課調整会議資料作成	委員会資料調製	市関係部課調整会議資料作成	市関係部課調整会議資料作成				
					市関係部課	調整会議実施	調整会議実施	調整会議実施	調整会議実施				
					予想効果額	-	-	-	-	-	-		
投票所等の見直し	投票所の総数30ヶ所程度、ポスター掲示場250ヶ所程度	市内の投票所等の見直しを行うため、全市を対象エリアとして見当を進め、最終の見直し原案をとりまとめました。今後は関係機関や地域自治体等への協議・説明が必要となります。	有権者数500人以上1,000人未満の投票所1ヶ所につき、事務従事者4名、職務代理者1名、投票管理者1名、投票立会人2名で151,450円の経費削減が可能。(H25年参議院選挙時の単価による。)ポスター掲示場1ヶ所当たり11,519円程度の削減が可能。(H25年参議院選挙時の単価による。)	現行42ヶ所の投票所を30ヶ所程度に、また、投票区の減数に併せて329ヶ所のポスター掲示場を250ヶ所程度に改めることとし、これらの取組みをより円滑に推進するため、有権者に一層の便宜を図る対策として、宣誓書付き投票所入場券に変更することや市長・市議会銀選挙における選挙公報の公営による発行に関する条例を盛り込み、見直しを進めます。		関係機関や地域自治体等への説明	関係機関や地域自治体等への説明	関係機関や地域自治体等への説明	関係機関や地域自治体等への説明	関係機関や地域自治体等への説明		選挙管理委員会事務局	まちづくり推進部 まちづくり推進課 関係振興事務所
					投票所数	38	34	32	32	30			
					ポスター掲示場数	296	275	260	260	250			
					予想効果額	3	-	2.3	4.6	5.5			